

# 「新たな到達点」にして「新たな出発点」

—梶田孝道・丹野清人・樋口直人

『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク—』を読む—

リリアン テルミ ハタノ

## 1. はじめに：近年の研究動向

1990年の「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法）改正を一つの契機として、ニューカマー<sup>(1)</sup>と呼ばれる在日外国人が急増した。そして、ニューカマー及び彼・彼女らが直面している問題について、様々な研究がなされることになった。梶田孝道、丹野清人、樋口直人『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク—』（名古屋大学出版会、2005年2月刊、以下、本書）はその一つの到達点ともいべき労作であり、在日ブラジル人の置かれた状況とそれをもたらしたものを理解し、生じている諸問題を解決する道筋を考えるうえで重要な意義を有する文献である。

ニューカマーの中でも在日日系ブラジル人についての研究は、その母数の大きさもあってか、ブームとでも呼べそうなほど多数の研究者によってなされてきた。評者はその多くに違和感を覚えており、その理由は本稿を通じて説明するが、しかしそれでも、意義ある研究が少なからずなされてきたこともまた事実である。そこで、まず最初に、在日ブラジル人に関する近年の研究動向と、その中でも特に重要な意義を有すると評者が考える研究・文献を簡単に紹介しておこう。

近年の研究動向としては、視点や対象がバラエティに富んでいることが指摘できる。例えばまず、外国人集住地域を中心とした地域の事例研究が数多く存在するが、その中には、様々な分野の問題に焦点を当てた研究例として池上（2001）がある。これは、浜松市を中心に、居住、教育、医療の分野での諸問題を取り扱ったものである。その一方で、教育という特定の領域に焦点を当てた文献も多い。例え

ば、小内（2003）は、ブラジル人学校とブラジル人保育の実態、ブラジル人父母の教育に関する意識について調査を行った点が、新海・加藤・松本（2001）は、特に教育保障について言及している点が印象深い。

行政と研究者および民間団体が協働して調査・研究を行い、その結果を自治体の政策に直接反映させてきた可児市の事例は、調査対象の全家庭への直接面接調査を実施するというその手法や行政システムへの調査結果のフィードバックという展開において、極めて優れた先駆的事例である。厚生労働省（子ども家庭総合研究事業）（2004）の研究を通して生まれた可児市の実践は、各方面に大きなインパクトを与えた。それは文部科学省を、それまで強く拒んでいた不就学の実態調査へ踏み出させたほどのものであった。

評者の研究分野でもある教育に関する近年の研究の中には、ブラジル人と他の外国人との比較を行い、相違点を研究するものが増えている。ニューカマー同士の比較を試みた例としては、インドシナからの「難民ニューカマー」、南米からの「出稼ぎニューカマー」、韓国からの「上昇志向ニューカマー」の3グループの比較を行った志水・清水（2001）がある。宮島・太田（2005）のように、不就学の問題に焦点を当てて比較するものも出てきた。また、日本語教育の観点から、旧植民地出身者の在日コリアンの歴史をふまえてニューカマーの教育環境を再検討した田尻他（2004）も参考になる。教育分野に限らないが、ブラジル人の視点から具体的にブラジル人と在日コリアンとの比較を試みたイシ（2005a）も、興味深い。

日本と外国の制度や状況を比較するものもある。多文化教育の観点から日本と北米・ヨーロッパ地域

(1) 新渡日、新滞日、新定住など、多様な呼称が使用されている。具体的な境をなす時期については諸説あるが、旧植民地出身者と区別される人びとを指す呼称である点に違いはない。

とアジア・オセアニア地域とを比較する天野・村田(2001)がその例である。外国人学校を対象とする調査・研究もなされはじめており、東海地域の外国人学校に対する継続的調査を行ったものとして、今津・松本(2001;2002)がある。さらに、福田・末藤(2005)のように、ブラジル人学校の増加を受けて、日本の外国人学校と世界の外国人学校などを比較する研究も出てきた。

経済の視点から国際労働力移動を見つめ、他国の移民との比較を試みた森(2000)も有益な視点を提供してくれる。また、日系人労働者の存在形態を労働市場分析とエスニシティ研究の両面から実証的に考察する大久保(2005)は、本書の4カ月後に出版されており、本書との比較という観点からも、注目に値する。

## 2. 本書の概要

上述のような研究がなされてくる中、本書は、2005年2月に出版された。

全体は、序章の他、全3部11章で構成されている。まず第1部「国家・市場・ネットワーク」では、本書全体のキーワードとなる「国家」「市場」「移民ネットワーク」それぞれに各1章を当て、関連する移民理論をレビューしたうえで「ブラジル人の移住過程の特質の剔出」(14頁)が試みられる。そして、これまでに提唱されてきた移民理論を日本の状況に適用できるのかが検討され、著者たちの行う分析の理論的枠組みが提示される。

第2部「顔の見えない定住化」は、最も多いページ数を擁する部分であり、本書の中心となる調査研究の報告と分析が展開される。すなわち、「顔の見えない定住化」がどのようにして構築されていくのかが、豊富なデータを駆使して検証されるのである。まず第4章では、1990年の入管法改正に際して「日系人カテゴリー」(108頁)が形成された背景が概説され、同改正によって認められた「法的資格」としての日系人と、同改正を受けて実際に来日した「社会学的現実」(123頁)としての日系人との乖離に関する諸問題が言及される。第5章では、ブラジルから日本への移住システムが日伯両国にまたがる幹

旋組織のネットワークという「市場媒介型メカニズム」に依存して成長してきたものであることが明らかにされると同時に、そのようなネットワークが発展した要因の解明が行われる。第6章では、業務請負業とそれを形成するシステムが、ブラジル人を「フレキシブルな労働力」(163頁)へ編集し、「日本人の社会生活からは見えない存在」(181頁)にしてしまう過程が論じられる。続く第7章では、製造業の雇用戦略として導入されたアウトソーシングがブラジル人労働力に依存した結果、どのような副産物が地域コミュニティにもたらされたかが描かれる。それは、労働者が囲い込まれ「顔の見えない定住化」が進展するシステムを描き出すことでもある。第2部を締めくくる第8章では、在日ブラジル人コミュニティの形成・発展のシステムが分析される。エスニック・ビジネスと宗教を中心に形成され発展してきたものの、「社会的資本の蓄積につながり、日本社会でおかれた不利な状況の改善に至る」(232頁)ことができている要因が解明され、その困難を克服するために何が必要かが提示される。

第3部「多文化共生モデルの陥穽」では、本書の大きなテーマの一つである「多文化共生の問題点」が厳しく指摘される。そして、「多文化共生」に代わるスローガンとして「統合」が提案される。まず第9章では、「ブラジル人の日本滞在が、労働市場に大きく規定されている」(240頁)との第2部までの分析をふまえて、「定住化」に関する諸問題が言及され、これまでの「場当たりの対症療法」(254頁)とは違い真に求められる社会政策の「四つの象限」(256頁)が提示される。そして、ブラジル人の労働市場を安定的なものに変えていくことができるかが、今後も日本が外国人労働力を用いていくうえでの、「避けられない先駆的事例」(257頁)になると指摘する。第10章では、「定住化が進行している」とする言説に疑問を呈し、在日ブラジル人の意識調査の結果が分析される。全体のまとめとなる第11章では、「現在支配的な『顔の見えない定住化』を帰結する均衡から、より人間の発達に寄与する均衡に至るための条件を提示」(286頁)するためのキーワードとなると著者らが考える「統合」の内容が説明され、具体的政策の提言が行われる。

### 3. 本書の特長

#### 3.1 豊富なデータ

本書の特長の第一は、分析を基礎づけるデータの豊富さである。3名の共著者が長年にわたり調査・収集してきたデータ、その分析に費やしたであろう時間と労力、それらの膨大さに、評者は強い感銘を受けた。

本書のために収集し使用したデータを、著者らは以下の8つに分類している。

(1)「労働者データ」(業務請負業で働く在日ブラジル人への質問紙調査に基づく。有効回収票2,054名分)、(2)「企業データ」(豊田市の製造業者740事業所から有効回収票が得られた質問紙調査のデータと、その中でヒアリングへの協力が得られた82事業所の聞き取り調査に基づく)、(3)「業務請負業データ」(8都県の20弱の市区の46の業務請負業者に対する調査に基づく)、(4)「エスニック・ビジネスデータ」(5県18自治体の78人のエスニック企業家へのインタビューに基づく)、(5)「斡旋組織データ」(2回にわたる海外調査での斡旋組織へのインタビューに基づく。1回目はブラジルとパラグアイで計70件、2回目はブラジルで38件のインタビューが行われた)、(6)「入管政策データ」(行政関係者とくに法務省、厚生労働省職員との懇談・聞き取りに基づく)、(7)「宗教データ」(カトリック教団のほか、9宗教団体に対するインタビュー調査に基づく)、(8)「自治体データ」(2000年末現在で外国人口1万人以上の18都道府県と、人口50万人以上で外国人口が1万人以上の13市の関係部局への訪問調査、そして外国人集住都市会議のメンバー13都市に対して行った聞き取り調査に基づく)。

これらは、1996年から2003年までの約7年間に収集されたデータである。この厚みのある調査データを、先行する移民研究の蓄積を継承・発展させながら分析したことが、本書の提言に大きな説得力を与えている。

#### 3.2 移民理論とブラジル人移住のメカニズム

本書のもう一つの特長は、従来の移民研究の成果を存分に採り入れつつ、「構造的制度的要因により、移住過程を説明」(17頁)した点にある。これを特長として評価するのは、在日ブラジル人のデカセギに関する「日米双方の先行研究を通じて、個々の移民の行為を規定する構造的文脈に対する視点が決定的に欠けている」(17頁)との認識を、評者自身も共有するからだ。

それはなぜか。評者はこれまで、在日ブラジル人を取り巻く様々な問題の中でも特に教育に関する問題に、自分がブラジル人であることを多少意識しながら、研究者として取り組んできた。そこで、以下では教育に関する先行研究を素材に論じてみる。教育は、本書が「最後の難問」(300頁)と位置づける分野でもある。

ニューカマー、特に在日ブラジル人を研究対象としてまとめられた文献は、本書も指摘している通り、非常に多い。あたかもバブル経済が日本社会のあらゆる領域に大きな影響をもたらしたように、「デカセギ現象」は様々な分野の研究者たちに「ニューカマー研究のバブル」とも呼ぶべきブームをもたらした。そして、中でも特に若手研究者の興味を引き、数えきれないほど多くの研究が行われてきたのが、子どもたちの教育に関する分野である。

いったいなぜ多くの研究者が「ニューカマー」「ブラジル人」「外国人」などを研究対象としているのか、そして、それらの研究がはたして「戦略的価値を持って」(3頁)いるのか。社会学的な研究は、社会にとってどのような価値があるかを常に問われるべきものだとして認識している評者は、これらの問い自体が研究に値する題材だと考えている。そして、そのような視点で従来の研究を眺めてみると、本書の著者たちが展開している、既存の研究に対する真摯な批判には、その姿勢と内容において、納得させられる部分が多いのである。

常々感じていたことだが、「ニューカマー」「ブラジル人」に関する諸問題についての研究の中には、すでに誰かが論文にまとめているような指摘や主張を繰り返すだけのものが少なくない。現場へ直接出かけて見聞きしたものを報告するにとどまる「記述

的」な研究を、大勢の研究者が、時を変え、場所を変え、繰り返してきたことの当然の帰結であろう。もちろんそのような研究もけっして無意味ではないのだが、研究者の視線が問題を生み出す構造へと厳しく向けられて「構造的文脈」が描き出された例はなかったのではないか。本書が指摘するように「デカセギ現象」の始まりを1985年とすれば、関連する問題が生じはじめてすでに20年が経つわけだが、その間、質的にも量的にも、本書のように網羅的なデータに基づく分析を試みたものが、今まであまりにも少なすぎたのではないか。自戒をこめて思う。

在日ブラジル人を取り巻く社会問題の本質的な原因が「顔の見えない定住化」を生む労働システム、つまり「移住過程における市場原理の貫徹」(297頁)にあることを、本書は明確にした。膨大なデータに基づき、目の前の現象の外にあるもの、目の前の現象を生み出している原因を探して、見えにくい「何か」に迫ろうとした成果である。

一方、従来の研究は、そうした姿勢が乏しかった、あるいは、欠けていた。そしてそれゆえ、提示される問題の解決策も、対症療法的な部分にとどまる場合や、見当違いとしか言えないものになっている場合が少なくなかったのではないか。

教育の分野は、問題が特に深刻な分野であると同時に、最も多くの研究の蓄積があり、多くの提案がなされてきた分野である。本書は、在日ブラジル人の子どもたちが直面している教育の問題を改善しようとするなら、保護者の雇用システムを生む構造的な問題の解決が避けて通れないことを明確にした。たしかに、この結論だけを見れば目新しいものではないかも知れない。より安定した雇用環境を保護者に提供すれば教育に関する問題の少なくとも一部が改善されるであろうことは、想像に難くないからだ。しかし、そのことを、豊富なデータから描き出した、雇用形態を含めた社会全体の構造と関連づけることで、説得的に実証したのは、本書が初めてではないか。「共生」を推進する過程でも、このような主張は必ずしも十分には言及されてこなかったし、研究者のなす提言も、目の前の見えやすい現象に流された結果、問題の本質に迫れないどころか見当違いの内容に終わる場合が少なくなかった。例えば、宮島

(2003)は、人権や人道に視点を据えたうえで、子どもたちにとってのロールモデルの不在や制度の問題点などを丁寧に指摘し、日本社会側にも変容すべき問題があるなどと至極真つ当な主張を展開しているにも関わらず、こと「子どもたちの社会環境と親の責任」という項目に限っては、目を疑うような提案をしている(宮島2003:144-145)。

これまでの筆者の議論から、問題がもつぱら日本の文化・言語、そして学校カリキュラムや指導方法等にあるという印象が生じるとしたら、これは多少訂正しておかなければならない。……

さらに家族との関係では、親たちがわが子の教育にどの程度かかわっているか、かかわれているのかという問題がある。……親の学歴は比較的高く、教育経験もあって、文化的再生産論からの常識では、それらが子どもの学習にプラスの効果をもたらすと推定されたが、実際には学習困難のケースが多いことが確認されている。そしてそれは、親自身も乗り越えることがむずかしい日本語というカベの存在、親たちは移動と長時間就労のため子どもの教育プランを考える余裕がなく、教育関与もできないという事実から説明された。

……日本で働く外国人の親たちは、南米系にせよアジア系にせよ概して学歴は高く、その主観的意識の中では子どもの教育への関心は決して低くないが、出稼ぎ＝一時滞在という意識がまさっているかぎり、子どもの教育への考え方は暫定的な「切り抜け」戦略にとどまりがちである。子どもの発達や学習に対する親の存在と役割についてのカウンセリング等々、学校、行政、NGO等が協力して取り組むべき課題は少なくない。

宮島(2003)は、人権・人道の視点を強く意識して書かれており、表現にも結論にも共感できる部分が多い。また、上記引用の前半部分は本書の分析とも流れが似ている。しかし、残念ながら、結論を具体的に導くためのデータや、労働市場に象徴される社会的・経済的構造への視点が欠けている。そのた

めであろう。教育に関して外国人の保護者に「親の存在と役割についてカウンセリング」を受けることを推薦するという、突飛な結論に至っている。システムが生み出す問題を「心」の問題に閉じ込めてしまうのは、最近の日本の流行かも知れないが、まったく見当違いとしかいいようがない。

ここでは宮島(2003)の記述の一部を引用したが、他の研究者も、ブラジル人の子どもたちの日本の公立学校への不適應の問題を論じる際に、やはり保護者が転々と職場を変えているから問題が起きると指摘するケースが多い。これは本書がいう「記述的」な研究の典型例であろう。

研究者の多くは、市場が求める「フレキシブル」な労働者として選択の余地がない状況に立たされている保護者の状況を、真剣には理解しようとしてこなかったのではないか。不安定な雇用がもたらす結果の一つとして、少しでもよりよい待遇、よりよい時給の求人があれば、絶好のチャンスと見てしまう。たとえそれが最善と思っていなくても、悩んだ末に、一つの戦略として、よりよい就労環境を求めて転職する。そんな保護者の姿を非難する研究者は今でも大勢いる。非人道的な雇用システム、経済システムを分析しようともせず、「出稼ぎ」目的だからといってブラジル人を見下し、「ブラジル人の保護者は教育熱心ではない」「ブラジル人の保護者は子どもの教育に関心が低い」と説明する言説すらある。日本人が労働する現場での「常識的」な待遇や環境を前提にして、外国人労働者の意識を分析するという、日本人研究者によく見られる無意識的な態度である。

たしかにこれまでも、外国人労働者が労働者としての権利を法律上は認められていても労働組合を通してそれを主張することのできない状況に置かれていることや、その不安定な雇用の問題を指摘する研究者はいただろう。しかし、こうした状況と子どもたちの教育に関する問題を直接結びつけて、問題解決の道を厳しく究明しようとする者がどれほどいたのだろうか。

「顔の見えない定住化」が極端なまでに進んできた結果、多くの「外国人当事者」が声を奪われ、声を上げられない状況にある。そのことは指摘されて

も、状況を抜本的に改善する方策の提案はほとんどなかった。問題の根源は「顔が見えない定住化」をもたらした市場の暴走に加担する日本社会の構造と日本政府の政策ないし無策であるにもかかわらず、そこを直視しようとしぬい姿勢のためである。こう考えてみると、ブラジル人など「ニューカマー」の周りに多くの研究者が集まってきた理由は、弱い立場に立たされている親を非難しておけば研究が成り立ち、それで評価される分野だからではないかと勘ぐりたくもなる。

この種の研究に対して辛口の本書の批判には、頷くところが多い。評者を含めて在日ブラジル人に関する研究を進める研究者は、皆、本書が指摘するように「地域社会で認知可能・理解可能な存在にすらなっておらず」「権利の行為主体たりえず、ホスト社会から理解されないブラジル人という存在が、いかなる社会的帰結を生じさせるのか」(241頁)を問題視し、理解する必要がある。在日ブラジル人にまったく選択の余地がないとまではいえないとしても、市場原理に適應する形で「フレキシブルな労働力としての存在に見合った生活様式の確立」(289頁)が在日ブラジル人の間でなされたとも解釈できること、そして「市場が作り、国家がお墨付きを与えて放置し、市場が支配するネットワークにより加速した」(286頁)のがブラジルから日本へのデカセギなのだという現実を、直視し、ふまえる必要があるだろう。

### 3.3 「定住」「非定住」二分論の陥穽

今日までに在日ブラジル人を対象になされた研究を眺めると、一時滞在から定住化への移行が進展しているという状況を在日ブラジル人の意識の変革の表れとして捉えているものが目立つ。本書第10章は、そのような「定住化神話」に疑問を投げかけてはいるものの、定住化が進んでいるともそうでないとも結論は出せていない。また、イシ(Ishi 2005b)は、28万人のブラジル人を研究者は定住するかあるいは両国間を行き来するトランスナショナルな存在になるかという二つの大きな流れに分ける傾向があるが、これほどの数のブラジル人を1つないし2つの理論ですべて説明しようとする自体に無理があ

る、と指摘する。同感である。

研究者の中には、国の政策を導入する前提として、「定住する」ことを重要なポイントとするグループがあるが、本書は「統合政策」についての記述に見られるように、そうではないグループに分類できよう。評者としては、人権の普遍性という観点から、本書を含む後者のグループに賛意を表したい。

#### 4. 三つの用語

ここまでは、本書の優れた部分について述べてきた。以下では、今後のさらなる研究の発展のために、いくつかの指摘をしたい。まずは、本書で使われている三つの用語、「母語」「統合」「外国人問題」についてである。

##### 4.1 「母語」から「継承語」へ

本書は、教育に関して「過渡的な補償教育としての日本語教育だけではまったく不十分なことがわかる」(301頁)と指摘している。

評者も同感である。山田(2004)も、日本語教育の専門家として実際に「外国にルーツを持った子どもたち」に対して行ってきた教育を振り返って、以下のように述べている(山田2004:130-131)。

わたしたち日本語教育関係者は、外国にルーツを持った子どもたちが、いかにしたら速やかに日本語が習得でき、日本社会に適応していけるかということばかりを考えてきたのではないだろうか。つまり本当の意味の「子どもの健全な発達の保障」という視点を忘れていたように思われる。日本社会に適応させようとするあまりに、子どもたちが「人間になる」ために必要である健全な発達を促すことをなおざりにしてきたのかもしれない。

.....よく、日本社会においてはそれぞれの子どもの母語で対応するのは難しいという言葉が聞かれる。それでも、母語での対応も必要なのではないかと言うと、「非現実的だ」という言葉で一蹴されてしまう。しかし、「難しい」とか「非現実的だ」とかというのは、日本社会側の都合

でしかない。子どもたち側、つまり発達の権利を持っている側の都合は無視されてよいのだろうか。発達の主体をないがしろにする教育者は、「教育」という行為そのものを否定していることになる。「難しい」とか「非現実的だ」とかとはじめからすべての可能性を否定するのではなく、「いかにしたら可能か」という視点から検討を進めていきたい。その上で、完全ではなくてもその時点での最善な対応を続け、さらによりよいものに改善していければよいと思う。

本書も同様に、子どもの「母語」に関して、太田(2000)が主張するバイリンガル教育を実現することが望ましいとしたうえで、そのためには「母語教育を権利として保障することが前提となる」(301頁)と指摘している。

この結論には賛成だが、「母語教育」という用語がはらむ問題を指摘しておかねばならない。すでにブラジルから日本への移住の流れが始まって20年以上が経過した今、親の母語が、子どもの母語とはいえない状況が各地で生じているからである。

では、どのような用語が望ましいか。ここでは「継承語教育」(中島2005)を紹介しておきたい。「継承語教育」は、日本ではまだ聞き慣れない用語だろうが、今後より多くの場面で使用されることになる。中島(2005:157)は「継承語教育」とは、「異言語環境で親のことば、文化を育てる教育である」と定義している。本書の著者たちが「母語教育」として定義しようとしているものと、ほぼ重なる内容だと考える。

##### 4.2 「共生」から「統合」へ?

本書は、締めくくりとなる第11章で、具体的な提案として、「共生」から「統合」への政策転換を訴えている。その理由として、「共生」を掲げる議論や政策は、「国際化」の延長線上にあるがゆえに、「問題を社会文化の領域に矮小化して捉える」(285頁)ので、結果として、根本的な問題解決の道筋を示せない。また、「同化主義と変わらず、排除に与する言説さえ生み出してしまう」(285頁)からだ、という。さらに、「共生」という言葉は「自らが持

つ響きのよさを保つために、モデルに適合しない現実から目をそらす、あるいはそれを排除する傾向(295頁)があったほか、『文化』あるいは『エスニシティ』(のみ)を説明ないし記述の単位とする誤った理解をしばしば帰結する(296頁)のだともいう。

それでは、著者たちが「共生」に代わるスローガンとして提案する「統合」はどういうものなのか。「異なるエスニック集団が、社会文化的領域で集団の境界と独自性を維持しつつ、政治経済的領域での平等を可能にすること」だと定義されている(298頁)。そして、「現在支配的な「顔の見えない定住化」を帰結する均衡から、より人間の発達に寄与する均衡に至る」(286頁)ためには「統合」がキーワードであるとして、「統合」実現の可能性は、「ブラジル人の基本的権利とコミュニティの強化をセットで進め」ること、「最低水準の保証と社会的資本の蓄積」という二つの条件を満たせば、ある、と指摘している(286頁)。

著者たちの定義する統合概念は、「同化」を意味するものではない。そして、「政治経済的領域での格差解消を重視する」点で、共生にはないメリット(298頁)もある。「共生」という用語の使用によって許される曖昧さと言葉の響きの良さ、つまり、具体的には何も提示していないのに何か提示されているような、何か良いことが行われているような錯覚を抱かせる言葉の力を考えれば、著者たちが提示している統合概念の方がより具体的である。著者たちが「統合」をキーワードに進めるべきだとしている目的・内容についても、異論はない。しかし、それを表すのが「統合」という用語でよいのかとなると、正直に言って、違和感を禁じえない。

著者たちは「integration」(ポルトガル語では「integração」)の訳語としての「統合」を用いているのであろう。辞書を見ても、これらの語の訳としては「統合」が定着しているようだ。「共生」の適当な訳語を他の言語で見つけるのは困難なのは対照的である。

しかし、integration や integração と「統合」が同一の概念を指しているかといえば、必ずしもそうではない。integration も integração も、それぞれの言

語の辞典では、著者たちの「統合」概念に近い意味が込められているのだが、日本語の「統合」はそうではないといわざるを得ない。例えば、『広辞苑』で「統合」を調べると、「二つ以上のものを一つに統べ合わせること、統一」とある。そこからは、「統治」や「支配する」という意味合い、印象を強く感じる。また、イシ(Ishi 2005b)は著者たちの統合概念を、「日本社会に外国人を *integração* することだ」と分析しているが、そのようなニュアンスがたしかに感じられる。そのため、「外国人の統合政策が必要だ」との言説には、著者たちが望むのとは正反対のイメージ、つまりマイノリティである外国人は日本社会が吸収する客体に過ぎないのだといったイメージを描かせる危険性があるのではないか。訳語としての「統合」が定着しているからこそ、間違った解釈をされるおそれが大きく、しかもそれが政策に結びつけば、困難な問題が生じるのではないか。

もちろん著者たちは慎重に検討した結果、「統合」という言葉を選んだのだと思う。しかし、評者としては、こうした懸念から、何か別の用語を創出すべきだと考える。では、何が適切か。日本語母語話者ではない評者だが、重要な問題だと考えるので、参考までに提案をしておきたい。

著者たちがいう統合概念によりふさわしい言葉として、漢字の「統合」ではなく、カタカナ表記の「インテグレーション」はどうか。安易ではあるが、「グローバルゼーション」のように定着する可能性があるのではないか。あるいは、著者たちの掲げる概念を念頭に漢字化するなら、「協同主体化」政策といった造語もあり得るだろう。「共生」と同様、他の言語に訳しにくいという課題は残るとしても、イシ(2005b)がかぎとった否定的なニュアンスをなくすることができる。あくまでも試案だが、こうした造語も検討する価値があると思う。

### 4.3 「外国人問題」から「日本人問題」へ

日本では、「～問題」という用語法が頻繁に使用されるが、その延長で「ブラジル人問題」「外国人問題」という用語が出てくることになる。「ブラジル人」「外国人」をあたかも「BSE」や「耐震強度偽造」などと同等の位置に置く用例で、問題の根源が「ブ

ラジル人」「外国人」にあると印象づける用語である。

このような用語法については、宮島（1993）が、すでに 1991 年の段階で、次のように述べており、その視点には大いに共感させられる（宮島 1993:75）。

「外国人労働者問題」ということがよくいわれる。しかしこの「問題」とは、かれらの自身の存在が引き起こす問題というより、むしろ日本の法制の問題、日本の経済の問題、さらには受け入れ社会の問題ではないだろうか。著者は少なくともそう考えている。

上で宮島（2003）について、「表現にも……共感できる部分が多い」と書いたが、それは、人権・人道の視点から問題を研究するという宮島の姿勢ゆえに、「ブラジル人問題」「外国人問題」といった表現が注意深く避けられているからでもあった。しかし、このような視点は日本社会で広く共有されているとはいえず、今でも、マスメディアをはじめ様々な場面でこれらの用語を頻繁に目にするようになる。研究者の論文の中でも、残念ながら、それは同様である。

本書でも「ブラジル人問題」「外国人問題」という語が使われる箇所がいくつかある。それでも、問題の根源がどこにあるかを追究した本書での使用は、人権を含めたその提言からもわかるように、大筋において一般に使われるような文脈とは異なるものだと理解できた。

ところが、梶田が担当し「日系人問題」を論じる第 4 章には、ブラジル人をはじめとする外国人一般に対する蔑視と偏見が感じられて仕方がなかった。例えば、愛知県豊田市のある団地に外国人が集住しており、地元の日本人との生活上の「摩擦」が起きていることを紹介して、梶田は次のように述べる。

こうした「摩擦」には、文字通り文化の違いに基づくものも少なくないが、治安が悪いといわれるブラジル等の社会がそのまま日本にもちこまれていると理解すべきものもある。この点に関しては、先述したように、日系人は世代が下

るにつれてエスニシティという点での日本人との差が大きなものとなってきていることが強く影響している。先述したように、ネーションフードに基づいて日系人が「帰還」しているにもかかわらず、日本社会で進行しているのは、民族の均質化というよりは、むしろそれとは逆の事態であり、エスニシティの多様化なのである。日系人の事例は法的には特殊なケースであるが、社会学的現実として生じているエスニシティ間の距離は他の外国人の場合と大差はなく、「共生」が叫ばれる点も同じである。（127 頁）

ここでは「外国人問題」「ブラジル人問題」といった語句は使われていないものの、まず最初の一文は、基準は定かではないが、治安が悪い国から来た人であれば「その社会の治安の悪さをそのまま持ち込んでくる」という認識に支えられている。そして、続く文章は、日系人に関しては、「世代が下るにつれて日本人との差が大きくなる」がために、その社会の治安の悪さを持ち込んできた、としか解釈できないものである。梶田がいう「日系人のエスニシティ」に関しては、そのような認識もあるであろうということ議論はしないが、「共生」を批判して上述のような「統合」概念を提唱した本書の共著者の一人とはとても信じられない、蔑視と偏見に満ちた記述ではあるまいか。そしてこのような言説は、日本において、残念ながら、語られることが多い。日本社会に広く根強く存在する意識に起因するものなのだろう。

本書の分析および結論は、そのような意識に変革を迫り、外国人だけに問題があるとして良しとするような研究に異を唱え、「日本人問題」として日本人社会の変革を訴えるものとなっている。著者たちの意図はまさにそこにあるはずであり、それだけに、梶田の上記のような記述は、残念で仕方がない。

ここで、少し別の視点を提示しておきたい。それは、本書で在日ブラジル人が置かれているという「顔の見えない定住化」の構造は、今や日本人もその中に巻き込みつつあるのではないかということである。現在、在日外国人人口は、多く見積もっても日本の総人口の 2 パーセント程度である。在日ブラジ

ル人を「顔の見えない定住化」に追い込んでいる派遣労働市場のむき出しの市場原理が、ニューカマーのみをターゲットとすることで満足するとは、到底思えない。実際、本書が第6章で指摘しているように、不安定就労部門に日本人が戻ってくる中、2003年に労働者派遣事業法が改正されて製造業への人材派遣が可能になったことで、製造業で多くの日本人女性と高齢者の労働力が活用されはじめている。そして、さらに条件の厳しい職場に外国人労働者、特に女性が配置される状況が生まれている。「ブラジル人を送り出す業務請負業は、工場が日本人の周辺部労働力で集められる部分は集めた上で、さらに必要になる部分の労働力を供給する社会編成に変化しつつある」（175頁）のである。これは在日ブラジル人労働者をさらに厳しい状況に送るだけでなく、「日本人の周辺部」にある者が、現在のあるいはかつての在日ブラジル人と同様なし類似の労働環境に送り込まれるようになったことを意味する。「外国人問題」が、ある意味、「日本人問題」となってきたのである。

本書は、在日外国人の直面している問題を地方自治体が「外国人問題」として捉えている段階にあると指摘する（11～12頁）が、実はそれは、市場原理が徹底される新自由主義経済の下ではたやすく「日本人問題」に転換しうるものであり、すでに日本人自身がその断崖絶壁に追いつめられつつあるとも理解できるのである。本書のいう「フレキシブルな労働者」を現状により一層近づけて言えば「使い捨て労働者」となると思うが、そこに横たわる問題を「外国人問題」という優先順位が低いものとして放置してきたことが、今や日本人の生活にも影を落としつつあるのだ。その意味で本書は、労働市場をこのままにしておけば、日本社会の下層に追いやられた人びとがどのような生活様式を強いられることになるかを予測し理解するうえでも貴重な資料となる。

ラテンアメリカ社会の貧富の格差について、大多数の日本人は他人事のような認識しかないのであるが、同様の状況が日本で社会問題として顕在化する日が遠くないのでないか。ある意味、著者らが提案する「統合」は、今の「外国人問題」を改善するた

めだけでなく、近い将来の日本人の状況を改善する結果にもつながるものではあるまいか。

## 5. 追加すべき視点

先述のように、本書の分析の基礎となった調査は、獲得した資料が膨大なだけでなく広範囲にわたるものである。ブラジルから日本への移住過程に直接的あるいは間接的に関係する機関・組織・個人のほぼすべてが、量的には差があるとしても、カバーされているようにも思える。しかし、以下では、取り扱ったデータがカバーしていない領域があることをあえて指摘し、著者たちへのエールとして、さらなる研究の発展を期待したい。

### 5.1 入管政策について

一つは、1990年の入管法改正に関する論考を行うにあたって、改正当時の国会議事録や雑誌記事などを参照することも有効だったのではないかと、ということだ。

梶田は、この時の入管法改正の目的が何であったかを追及していった結果、省庁職員に対する同改正から約10年後の聞き取り調査で得られた情報を基礎として、日系人の増加は「意図せざる結果」だったと断定している（119頁）。たしかに、省庁職員へのインタビューからは興味深い内部情報が得られてもいるが、そこに比重を置きすぎると、各省庁の利益に沿った結論へ自然と誘導される危険があると思えるのである。というのは、おそらくは梶田がアクセスできなかったであろう他の資料と合わせて考えると、日系人の増加は「明白に予想された結果だった」としか思えないからだ。

例えば、入管法改正案が衆議院で審議されていた同時期の1989年10月25日、参議院予算委員会で質問に立った谷川寛三は以下のように述べ、人手不足による倒産が増えてきていることや、当時すでに多くの南米日系人が労働市場に導入されていたこと、斡旋業者によるピンはねの対象であったこと、などを指摘している（以下、議事録からの引用は、

国立国会図書館「国会会議録検索システム」より)。

今お話のように、単純労働は認めない、技術を持った方だけ認めるというのは、その人たちが帰国した際にその国の役には立つということで理解はできますが、現実をみますと、喫茶店や建設現場、工場などで単純で危険も伴う職場で働く外国人が大勢目につきます。一方で、充実した仕事もたくさんあるのに大変な労働力不足で人手不足による倒産も最近は目につくようになりました。さらには、この間新聞に出ておりましたが、二千二百人も南米の日系人を単純労働に不法派遣して一年間で三十四億円もピンはねしたなどという事件も発生しておる現状でございます。こういう現状を見まして、私はもう少し現実的な対応をすべてきではないかと思うのでありますが、御意見をお伺いしたいと思います。

それから、受け入れ体制の未整備、就労希望者が殺到した場合の数的な制限、それから居留期間の制限、日本経済が今申しましたように非常に環境が変わっているのにその対応がおくれているといったことなど、いろいろ難しい問題はありましようが、一定の条件をつけて克服すべき問題がたくさんある、検討をこの際すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

また、やはり 1989 年 12 月 7 日の参議院法務委員会では、入管法改正案の審議において、労働省労働基準局監督課長（当時）の氣賀澤克己が説明員として出席し、入管法改正以前から、ブラジル人が、当時はまだ禁止されていた自動車産業への派遣労働者として働いていたという事実を報告している。

労働者派遣を行うことが禁止されている自動車部品の製造事業におきまして、組み立てとか塗装あるいは検査等の業務にブラジル人等の日系人を派遣して就労させていたという事業主に対しまして、これは労働者派遣を行うことが禁止されている事業でございますので、こういう

業務については労働者派遣を行わないように是正方指導をいたしまして、その適正な改善が図られなかったということで所轄の警察署とも連携をとって、事業主が派遣法違反で摘発をされたというような事例もございます。

さらに、1990 年に発行された『国際人流』7 月号（財団法人入管協会）では、同年の入管法改正に関して、外務省、労働省、法務省の職員へのインタビュー記事が特集として掲載されている。皆一様に、就労を認めるために「定住者」資格を設けたのではないと語りながらも、例えば以下のような発言もなされている（財団法人入管協会 1990:11-16）。

日本では、労働力が不足している。特に中小企業の三 K といわれる分野では労働力不足が強い。中小企業は人が財産で人手不足だと倒産してしまうので、前から不法就労とならない日系人に対する労働需要は多かったんですが、これが一層強くなってきている状況です。……従来の制度では、日本における活動の制限、規制を受けない在留資格を取得できる特定査証の発給には厳しい条件が付されている上に、交付までに時間がかかる。だから、短期滞在のための査証をとりあえず取って、来日後に資格変更するわけですが、資格変更する前に働いていれば、この間は不法就労になります。短期滞在の資格ですから、ここで悪質な人材派遣会社につけこまれるようですね。外務省としてはそのような事態を是非解決したい。……根本を解決しなければならぬということで、法務省と、あるいは政府部内で話し合ひまして、不法就労が発生しない制度、即ち、在外公館で日本での活動に制限を受けない在留資格を貰える特定査証を日系人に対して発給できるようにしたわけです。（11 頁、外務省領事移住部・領事移住政策課企画官、戸田勝規）

多くの日系人の方は現地において就職の情報等を得たうえで入国されています。……また、日系人の U ターン現象ということで、数が増え

ていること自体について労働省としては問題としておりません。ただそういう方々が多く入ってきて就労されており、さまざまなトラブルが生じている。……日系人の方々は最近急増してきて情報が十分でないのでしょうか。(14頁、労働省職業安定局・外国人雇用対策室室長補佐、梶田洋二)

……人手不足に悩む日本の会社が次々とブラジル等で日系人を募集したりすることになると……こうした傾向が、現実以上に誇張してマスコミに報じられ、これが海外で誤解を招いたり、更には、マスコミ等で報じられた結果、以前はそんなことを考えもしなかったような会社までが、同じような方向に集中的に動き出すこととなると大変だなあという気がします。(16頁、法務省入国管理局・入国審査課補佐官、山神進)

これらの情報を総合して考えると、「定住者」という就労可能な在留資格が与えられることになれば、就労目的で来日する日系人が増えるであろうことは、入管法改正当時、十分に予測できていたと考えるのが自然であろう。実際、この特集のインタビューアも、「日系人など血の繋がりのある人なら出稼ぎ目的でも入国を認めていこうというふうにもとれますが。」「こういう制度ができてもっと簡単に日本に入国できるのですが、今後の展望はどうでしょうか。」などと、入管法改正で日系人の就労目的の来日が増加するのではないかとの予測を前提に、質問を発している。来日就労する日系人の増加は、「意図せざる結果」というより、むしろ「はっきりと予想された結果」だったのではないか。

もちろん、一つの施策がどのような結果を招くかを正確に予測することは極めて困難である。それゆえ、日系人の増加に付随して、政策立案者にとって何らかの「意図せざる結果」が生じたであろうことまでは、否定しない。しかし、日系人の来日就労が大幅に増加することが政策立案者たちにとって思いがけないものであったと強調するかのような梶田の論調には、首を傾げざるをえない。

とはいえ、政策立案者の真意がどこにあったかなど、すでに入管法が改正され多くの日系人が国内で就労し、さまざまな困難に直面している現実の前では、重視すべき点ではないのかも知れない。著者たちの意図も、在日ブラジル人が「顔の見えない定住化」を強いられる構造を解明し、その構造を改める処方箋を提示することにあると思えるからだ。

実際、共著者の樋口は、1990年の入管法改正について、歴史に「もし」は禁物だと留意しながら、次のように指摘している(287～288頁)。

仮に、労働省の主張が認められて雇用許可制度が実現していたならば、それにより導入された労働者に対して転職や在留期間などで多くの制約が課せられたことは間違いない。すなわち、より厳格な管理を必要とする「外国人労働者」であれば、労働市場に対してかなりの規制がなされたと思われる。そうであったならば、労働市場と移民コミュニティの関係、あるいは移住システムの発達はまったく別の軌跡をたどっただろう。相対的に「自由な移動」が可能な潜在的ネーションである日系人労働力が導入されたからこそ、市場の論理は国家の規制を受けることなく、移住過程を支配できたのである。それにより、八〇年代後半から形成されてきた市場媒介型移住システムは、日本側の労働需要にすばやく応えるジャストインタイム労働供給を可能にしたといっても過言ではない。

1990年の入管法改正時に「転職や在留期間などで多くの制約」のない「定住者」という在留資格が新たに設けられるのではなく、「厳格な管理」を必要とする「外国人労働者」に門戸が開かれていれば、むき出しの市場原理が「外国人労働者」としての日系人を襲うこともなく、違った移住システムが形成されていたであろうというのである。これを裏から見れば、「外国人労働者」を「部品」とする「ジャストインタイム労働供給」システムを実現するには、自由な移動と就労を可能にするが「労働ビザ」ではない特別な在留資格が必要だった、そしてそれこそが「定住者」資格だった、という解釈ができる。鋭

く厳しい指摘である。

この意味で、「定住者」資格を設けた入管法改正は、政策立案者の「真意」が何であったにせよ、「国家」の「市場」への奉仕を押し進めるものとして機能することを運命づけられていたといえよう。そして、その運命を変える手だてを実証データに基づいて提示することこそ、梶田・樋口・丹野3氏の目的のはずなのだ。

## 5.2 「送り出し国」政府の動向

もう一つは、「送り出し国」政府の動向についてのデータである。1990年の入管法改正に関わった日本の省庁職員への聞き取りに加えて、ブラジル政府など「送り出し国」となる国の政府関係者への聞き取りを行うなどして、外交上何らかの交渉あるいは要請がなされていたかの調査が実施されていれば、ブラジルから日本への移住過程に関するさらに興味深い情報・知見が得られた可能性があるからだ。

入管法改正にあたってブラジル政府が日本政府に対して何らかの働きかけをしていたのかどうか、評者は寡聞にして知らない。しかし、本書が指摘しているように、1980年代にはすでにブラジル国内で斡旋業者の活動が活発化していたうえ（142頁）、上述の国会議事録にあるように、日系ブラジル人の利益が不当に損なわれる事態が日本で発生していた。何らかの働きかけがあったと推測するだけの十分な理由はある。

たしかに、ブラジル政府の外交場面での働きかけは、1990年の入管法改正において日韓政府間交渉が、戦後処理をめぐる外交問題の一環として在日コリアン3世の法的地位の明確化を推進する原動力となった（114～115頁）ほどには強くなかったのだろう。今日に至ってもまだ、ブラジル政府の影響力は、在日ブラジル人の「顔の見えない定住化」状況を改善するレベルには到底至っていないのが現状なのである。

しかし、「顔の見えない定住化」の結果として、あるいは後遺症として起きている諸問題の改善策または解決策がブラジル政府側にも求められて来た形跡があるし、ブラジル政府が積極的に動いたケースもある。例えば、ブラジル人の市民代表者会議の名

古屋と東京での設立や、ブラジル人学校連絡協議会設立などの背景には、ブラジル政府からの働きかけがあったとの話を耳にしている。コミュニティの形成過程へのブラジル政府の関与である。

今後の研究においては、ブラジル政府の動向についての調査が、より一層重要となるに違いない。ブラジル政府の動向を研究した先駆的事例として、教育分野でブラジル人学校に限定したものではあるが、佐々木（2005）が行ったブラジル政府関係者と関係機関への現地調査が参考になろう。

## 6. おわりに：新たな視点を「新しい出発点」に

本書の分析によれば、在日ブラジル人コミュニティは、社会資本を蓄積するには十分に成熟しておらず、「解体コミュニティ」（88頁）と評される状況にある。しかし、評者には、いつまでも現状のままあるいは状況が悪化していくだけとは信じ難い。

例えば、本書が「難問」と位置づける教育の分野で、最も積極的な動きが始まっている。2005年にブラジル大統領が来日した機会を利用して、ブラジル人学校関係者が、ブラジル人学校の法的地位に関する具体的で様々な要求・提案を行った結果、その後もブラジル人学校に関する取り組みが大きく前進してきているのである。このような実績が生まれたことで、政府間の外交交渉を、コミュニティの置かれた状況を改善するための大きな切札の一つとして利用する動きが、今後強まっていくと思われる。

また、今後数年の動きとして特に注目に値するのが、ブラジルへの日系移民が始まって2008年で100周年を迎えることである。日伯両国において両国間の「移民」の歴史を総括する節目となりうる年であり、それを睨んで、在日ブラジル人コミュニティが直面している課題をめぐるいくつかの大きな動きが、すでに始まっている。それらの動きが、本書が提示した諸問題にどのような影響を及ぼすかは、まさに今後の研究課題である。

本書のあとがきで梶田が述べているように、本書は「この種の研究分野で新たな視点を提示した」（315頁）ものである。膨大なデータの収集・分析や移民理論の再構築を経て出版に至るまでの道程は、厳し

い困難の連続だったろう。「新たな視点」を提示した本書という一つの到達点を「新しい出発点」として、さらなる研究が続くことを強く期待すると同時に、評者もまた研究者の一人として、研究のさらなる深化と発展に貢献していきたいと、決意を新たにしている。

## 参考文献

- 天野正治・村田翼夫編著 .2001.『多文化共生社会の教育』玉川大学出版部。
- 池上重弘編著 .2001.『ブラジル人と国際化する地域社会—居住・教育・医療—』明石書店。
- イシ、アンジェロ .2005a. 「「在日」の闘い方—コリアンとブラジル人の接点と相違点—」(『アジア遊学』76、109-120 頁)。
- 今津孝次郎・松本一子 .2001.『東海地域の newcomer 外国人学校』名古屋大学大学院教育発達科学研究科、教育社会学研究室。
- 今津孝次郎・松本和子 .2002.『東海地域の newcomer 外国人学校 増補改訂版』名古屋大学大学院教育発達科学研究科、教育社会学研究室。
- 大久保武 .2005.『日系人の労働市場とエスニシティー地方工業都市に就労する日系ブラジル人—』御茶の水書房。
- 太田晴雄 .2000.『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院。
- 小内透編著 .2003.『在日ブラジル人の教育と保育—群馬県太田・大泉地区を事例として—』明石書店。
- 厚生労働省(子ども家庭総合研究事業) .2004. 「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」班、小島祥美・中村安秀・横尾明親『共に育むふれあい交流都市をめざして—岐阜県可児市の歩み—』可児市・可児市国際交流協会。
- 佐々木毅 .2005.『外国人労働者の子女の教育に関する調査研究—ブラジル人学校の事例—』平成 16 年度文部科学省「外国人教育に関する調査研究」委託研究報告書。
- 財団法人入管協会「インタビュー 外務省・労働省・法務省 日系人の U ターン現象をこうみる」(『国際人流』

1990 年 7 月号) 11-16 頁。

- 志水宏吉・清水睦美編著 .2001.『ニューカマーと教育—学校文化とエスニシティーの葛藤をめぐる—』明石書店。
- 新海英行・加藤良治・松本一子 .2002.『新版在日外国人の教育保障—愛知のブラジル人を中心に—』大学教育出版。
- 田尻英三・田中宏・吉野正・山西優二・山田泉 .2004.『外国人の定住と日本語教育』ひつじ書房。
- 中島和子 .2005. 「カナダの継承語教育その後—本書の解説にかえて—」(カミンズ、ジム・ダネシ、マルセル (2005) 『カナダの継承語教育—多文化・多言語主義をめざして—』中島和子・高垣俊之訳、明石書店) 155-180 頁。
- 福田誠治・末藤美津子編 .2005 『世界の外国人学校』東信堂。
- 宮島喬 .1993.『外国人労働者と日本社会』明石書店。
- 宮島喬 .2003.『共に生きられる日本へ 外国人施策とその課題』有斐閣。
- 宮島喬・太田晴雄編 .2005.『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題—』東京大学出版会。
- 森廣正編 .2000.『国際労働力移動のグローバル化—外国人定住と政策課題—』比較経済研究所研究シリーズ 15、法政大学出版局。
- 山田泉 .2004. 「多文化・多言語主義と子どもの発達」(田尻英三・田中宏・吉野正・山西優二・山田泉『外国人の定住と日本語教育』ひつじ書房) 129-162 頁。
- Ishi, Ângelo.2005b. “Estamos todos ‘ficando’ no Japão” Revista Alternativa 18 de novembro de 2005, p.22.
- 国会会議録検索システム(国立国会図書館)  
<http://kokkai.ndl.go.jp/>
- 
- 「新たな到達点」にして「新たな出発点」  
—『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク—』を読む—  
リリアン・テルミ・ハタノ  
(<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/lilian-h/>)
- PDF 版発行 2007 年 10 月 7 日  
初出『ラテンアメリカ研究年報』No.26(2006 年)